３／３０（水）の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」
～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時　　３月３０日（水）１５時００分

発表項目 （行事名）	林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表について （労災防止に努め災害のない事業体の公表）		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	道では、北海道林業事業体登録制度の登録林業事業体を対象に、林業労働災害の発生防止に努め、対象期間内に労働災害の発生がなかった登録林業事業体からの届け出に基づき、その事業体名等を公表する「林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表制度」（道独自の制度）を平成２９年度に創設し、このたび、令和３年に要件を満たした事業体名等を次のとおり公表したのでお知らせします。 記 １　制度の目的 本公表制度は、登録林業事業体の労働安全意識の向上を図るとともに、労働災害の防止に成果を上げている登録林業事業体の適切な評価を促進し、その知名度向上等に資することを目的としている。 ２　公表 ◇事業体数　１４４事業体（届出があった事業体）別紙１のとおり ◇対象期間　令和３年（２０２１年）１月１日から１２月３１日まで ◇公表方法　水産林務部林務局林業木材課のホームページで公表 ◇公表要件　別紙２「公表事務取扱要領」第２のとおり ◇公表年月日　令和４年（２０２２年）３月３０日（水）		
参考	【北海道林業事業体登録制度】 平成２４年２月の国の要領に基づき、道が要綱等を制定し、同年11月から公表を開始した林業事業体の基本情報等を登録・公表する制度。（３月３０日現在登録数：７５４事業体） 道内において森林整備等を行う林業事業体の基本情報等を登録し、公表することにより、森林所有者等が事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、北海道の森林の適切な整備を推進することを目的として制度を制定。		

報道（取材）に当たってのお願い	労働災害の防止に効果を上げている登録林業事業体の知名度向上等を図るため積極的な報道をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 ~~同時レク~~ ｜ (場所) 林政記者クラブ

担当 （連絡先）	水産林務部林務局林業木材課　事業体育成係（担当者：土井） ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０４－５５０３ 内線　２８－５７６

別記第2号様式

林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表について

道では、平成２４年度に北海道林業事業体登録制度を創設し、適切な森林施業と労働安全衛生の管理対策などに取り組む旨の「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」を遵守するとして登録していただいた事業体を支援してきました。

この公表制度は、指針のこうした趣旨に沿って、労働災害の防止に積極的に取り組み、成果を上げている登録林業事業体に対する適切な評価を促進するために、林業労働災害の発生防止の取組を行うなど一定の条件を満たした上で林業労働災害が発生していない登録林業事業体名を、公表を希望する登録林業事業体の届出に基づき公表するものです。

この度、令和３年（令和３年１月１日～令和３年１２月３１日）に、公表の趣旨に賛同し、届出があった登録林業事業体名を次のとおり公表します。

令和４年　３月３０日

◆公表の要件

対象期間を通じて登録林業事業体であり、次の１から４を満たす登録林業事業体が、５に規定する無災害に該当する場合、事業体名等の公表のため、知事に届出をすることができる。
なお、当該登録林業事業体が１の事業を他の事業体に請け負わせて実施した場合は、その事業体も当該事業に関して本要件を満たさなければ届出ができない。

１　事業を実施していること
　対象期間に森林所有者等からの受託又は請負等により北海道林業事業体登録実施要綱（平成２４年８月２７日林業木材第６５１号）第２の第1項第1号に規定する森林整備等（以下　「森林整備等」という。）を行っていること。

２　安全衛生管理体制を整備していること　対象期間に労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制が整備されていること。

３　労働安全衛生法の違反で送検されていないこと　対象期間の事案について、労働安全衛生法違反で送検されていないこと。

４　労働災害防止の取組を実施していること　対象期間に次の労働災害防止活動に取り組んでいること。
（１）登録林業事業体が自ら森林整備等を行っている場合　①リスクアセスメントの実施　②危険予知活動（危険予知ミーティング、指さし呼称等）の実施
（２）登録林業事業体が森林整備等を他の事業体に請け負わせて行っている場合　請け負った事業体が前号の労働災害防止活動を実施していることを確認した上で、事業現場において必要な安全確認を行っていること。

５　無災害であること　対象期間に次の林業労働災害の発生がないこと。
（１）死亡林業労働災害　（２）休業林業労働災害　（３）身体障害を伴う林業労働災害（労働基準法施行規則別表第２「身体障害者等級表」に掲げる身体障害）

◆注意事項

・本制度は、登録林業事業体の届出により公表するものです。
・したがって、届出がない場合は、公表されません。
・また、道が事業者の技術や労働安全性を保証するものではなく、この公表により損害が発生した場合でも、道はその責を負いません。

（振興局毎の登録番号順の掲載となっています。）

登録番号	事業体名	代表者	住所	備考
空知－24－第006号	協同組合アースグローイング	代表理事　中村　剛	岩見沢市4条西15丁目3番地	
空知－24－第008号	有限会社黒田重機	取締役社長　黒田　修一	夕張郡栗山町字継立28番地の79	
空知－24－第009号	そらち森林組合	代表理事組合長　大窪　敏文	樺戸郡新十津川町字中央302番地1	平成29年から継続（5年間）
空知－24－第011号	堀川林業株式会社	代表取締役　髙篠　孝介	三笠市幾春別栗丘町13番地	
空知－24－第014号	新芦別株式会社	代表取締役　大西　俊夫	芦別市上芦別町38番地	

登録番号	事業体名	代表者	住所	備考
空知－24－第016号	有限会社みのしま	代表取締役　佐々木　徹	雨竜郡雨竜町字満寿32番地の337	平成29年から継続（5年間）
空知－24－第018号	矢田木材株式会社	代表取締役　矢田　富明	芦別市上芦別町517番地11	
空知－24－第023号	日本緑化中村株式会社	代表取締役　中村　剛	雨竜郡沼田町字沼田351番地	
空知－24－第027号	渡部建設株式会社	代表取締役社長　渡部　稔	雨竜郡沼田町字旭町15番地9	
空知－24－第031号	なかそらち森林組合	代表理事組合長　横田　五郎	芦別市本町17番地10	
空知－24－第033号	有限会社笹木緑産	代表取締役　笹木　譲二	空知郡奈井江町字奈井江748番地42	
空知－24－第037号	株式会社森林産業	代表取締役　富岡　貴俊	深川市多度志1240番地	
空知－24－第038号	滝澤ベニヤ株式会社	代表取締役社長　滝澤　量久	芦別市野花南町1000番地	令和2年から継続（2年間）
空知－27－第057号	株式会社ＴＯＰ ＦＯＲＥＳＴ	代表取締役　小野寺　万里	芦別市常盤町739番地28	令和2年から継続（2年間）
空知－元－第059号	株式会社髙橋興業	代表取締役　髙橋　宏明	砂川市西2条北18丁目1番9号	
石狩－24－第004号	千歳市森林組合	代表理事組合長　今　鉄雅	千歳市稲穂1丁目8番8号	平成30年から継続（4年間）
石狩－24－第005号	岸本産業株式会社	代表取締役社長　岸本　教範	石狩市浜益区柏木87番地	平成29年から継続（5年間）
石狩－24－第008号	厚田産業株式会社	代表取締役　藤田　靖則	石狩市厚田区厚田6番地1	平成30年から継続（4年間）
石狩－24－第009号	石狩市森林組合	代表理事組合長　菅原　道夫	石狩市厚田区厚田18番地1	
石狩－24－第010号	株式会社角田産業	代表取締役　髙篠　孝介	恵庭市恵南24番339	平成30年から継続（4年間）
石狩－24－第012号	エニワ林工株式会社	代表取締役　丹治　有貴	恵庭市駒場町1丁目8番2号	平成29年から継続（5年間）
石狩－24－第019号	株式会社キョウドウ	代表取締役　六角　英一	石狩郡当別町太美町1480番地15	平成31年から継続（3年間）
石狩－24－第020号	当別町森林組合	代表理事組合長　辻野　浩	石狩郡当別町弥生53番地96	
石狩－24－第025号	株式会社沢田建設工業	代表取締役社長　澤田　尚樹	石狩市花川北6条1丁目8番地	平成29年から継続（5年間）
石狩－26－第028号	株式会社日本庭園	代表取締役　伊藤　哲弥	札幌市手稲区前田9条11丁目5番30号	平成30年から継続（4年間）
石狩－29－第031号	株式会社ウッドクリエイト	代表取締役　小野寺　裕美	札幌市清田区清田7条1丁目8番33号	令和2年から継続（2年間）
石狩－30－第033号	三菱マテリアル株式会社	執行役社長　小野　直樹	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	平成31年から継続（3年間）
後志－24－第002号	有限会社田村林業建設	代表取締役　田村　英樹	虻田郡京極町字川西93番地2	
後志－24－第004号	羊蹄林産協同組合	理事長　中兼　幸靖	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地	令和2年から継続（2年間）
後志－24－第005号	石田産業株式会社	代表取締役　石田　壮一	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地	令和2年から継続（2年間）
後志－28－第032号	オーエム林業	代表　桶矢　雅彦	磯谷郡蘭越町字共栄207番地1	令和2年から継続（2年間）
胆振－24－第001号	株式会社サカマキ	代表取締役　會田　忠行	勇払郡むかわ町晴海106番地	
胆振－24－第009号	北辰公業株式会社	代表取締役　久保　参生	勇払郡厚真町字本郷264番2	
日高－24－第004号	株式会社三浦興産	代表取締役　三浦　昌安	日高郡新ひだか町三石本桐193番地の8	令和2年から継続（2年間）
日高－24－第006号	有限会社光商事	代表取締役　田中　智也	日高郡新ひだか町三石本桐203番地の2	
日高－24－第010号	株式会社津田組	代表取締役　津田　一彦	浦河郡浦河町字西幌別273番地11	平成29年から継続（5年間）
日高－24－第011号	丸勇中田産業	代表　中田　教幸	沙流郡日高町字豊郷257番地1	平成29年から継続（5年間）
日高－24－第019号	農事組合法人アイヌ林業共同組合	代表理事　大川　勝	日高郡新ひだか町静内田原1017番地	
日高－24－第022号	里山産業株式会社	代表取締役　角田　哲則	新冠郡新冠町字北星町2番地51	
日高－24－第027号	日高森づくり協同組合	代表理事　津田　一彦	浦河郡浦河町字西幌別273番地の11	平成29年から継続（5年間）

登録番号	事業体名	代表者	住所	備考
日高－24－第034号	山田木材産業株式会社	代表取締役　山田　一郎	日高郡新ひだか町三石歌笛1004番地	平成29年から継続（5年間）
日高－26－第040号	有限会社キムラ造園土木	代表取締役　木村　英彦	沙流郡平取町二風谷44番地12	
渡島－24－第009号	有限会社佐藤林業	代表取締役　佐藤　忍	函館市米原町219番地－3	
渡島－24－第010号	はこだて広域森林組合	代表理事組合長　月舘　久治	北斗市本町1丁目1番1号	
渡島－24－第012号	有限会社ニシモク	代表取締役　西川　敏郎	松前郡松前町字大沢488番地	平成29年から継続（5年間）
渡島－24－第018号	株式会社端場事業所	代表取締役　端場　力男	上磯郡知内町字森越103-359	
渡島－24－第021号	有限会社緑土産業	代表取締役　松浦　良一	山越郡長万部町字長万部429番地151	令和2年から継続（2年間）
渡島－24－第023号	南茅部林産協同組合	代表理事　小林　市男	函館市美原1丁目3番5号	
渡島－24－第037号	七飯町森林組合	代表理事組合長　竹田　義蔵	亀田郡七飯町本町5丁目4番8号	平成31年から継続（3年間）
渡島－24－第044号	有限会社マルジュ日影舘林業	代表取締役　日影舘　永吉	茅部郡森町字常盤町140番地の3	令和2年から継続（2年間）
渡島－24－第046号	有限会社川村産業	代表取締役　川村　文昭	茅部郡鹿部町字宮浜338-26	令和2年から継続（2年間）
渡島－29－第059号	株式会社ドウナン林業	代表取締役　前田　政宏	上磯郡知内町字湯ノ里112-2	令和2年から継続（2年間）
渡島－29－第061号	有限会社山田産業	代表取締役　堂徳　正人	北斗市茂辺地市ノ渡80-1	
渡島－30－第062号	株式会社北斗林業	代表取締役　田島　義勝	北斗市昭和1丁目1番5号	令和2年から継続（2年間）
檜山－24－第021号	株式会社海老原建設	代表取締役　海老原　孝	奥尻郡奥尻町字米岡177番地	平成31年から継続（3年間）
檜山－24－第031号	髙橋組	代表　髙橋　儀孝	久遠郡せたな町北檜山区丹羽377番地2	平成31年から継続（3年間）
檜山－24－第032号	合同会社南桧山林業	代表社員　高見　周一	檜山郡江差町字水堀町22番地	令和2年から継続（2年間）
檜山－25－第036号	有限会社共同木材土木	代表取締役　米谷　誠市	檜山郡厚沢部町松園町13番地の4	平成30年から継続（4年間）
檜山－26－第040号	有限会社森髙林産	代表取締役　森髙　龍也	檜山郡厚沢部町字共和5番地13	平成31年から継続（3年間）
檜山－27－第041号	株式会社山勝林業	代表取締役　髙野　勝紀	檜山郡厚沢部町松園町7番地8	平成31年から継続（3年間）
檜山－元－第047号	株式会社下川部工業	代表取締役　下川部　洋伸	檜山郡厚沢部町字上の山33－1	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第001号	西出木材有限会社	代表取締役　西出　光宏	上川郡美瑛町栄町1丁目8番22号	平成30年から継続（4年間）
上川－24－第002号	上士別林業株式会社	代表取締役　山本　良二	士別市上士別町16線南4番地	平成30年から継続（4年間）
上川－24－第003号	有限会社今井林業	代表取締役　今井　徳男	上川郡愛別町字中央195-5	平成31年から継続（3年間）
上川－24－第006号	旭東林産協同組合	理事長　佐々木　斉	上川郡東川町南町2丁目2番11号	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第007号	有限会社久保木材	代表取締役　久保　拓哉	空知郡上富良野町本町3丁目1番7号	
上川－24－第008号	株式会社旭友興林	代表取締役　佐藤　稔	旭川市神楽4条5丁目1番32号	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第012号	昭和木材株式会社	代表取締役社長　高橋　範行	旭川市2条通23丁目右1号	
上川－24－第013号	上川中部森林整備事業協同組合	理事長　佐々木　斉	上川郡東川町南町2丁目2番11号	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第018号	上川北部森林組合	代表理事組合長　茂木　保均	名寄市風連町緑町182番地1	
上川－24－第019号	東邦木材工業株式会社	代表取締役　伊藤　伸太郎	士別市朝日町中央4021番地	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第020号	大雪林業株式会社	代表取締役　市村　鶚	旭川市大町2条10丁目173-271	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第021号	株式会社吉岡建設	代表取締役　鷹嘴　充子	空知郡南富良野町字幾寅市街地	
上川－24－第024号	有限会社オキツ産業	代表取締役　興津　政文	旭川市錦町14丁目2851番地の34	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第026号	有限会社ドガイド	代表取締役　道垣内　義幸	富良野市春日町15番52号	平成30年から継続（4年間）

登録番号	事業体名	代表者	住所	備考
上川－24－第043号	有限会社西村木材	代表取締役　齊藤　益雄	中川郡美深町東1条南7丁目16番地60	
上川－24－第046号	南富良野木材産業株式会社	代表取締役　三津橋　央	空知郡南富良野町字幾寅	平成31年から継続（3年間）
上川－24－第055号	有限会社誉林業	代表取締役　小野　伸二	名寄市東4条南5丁目9番地1	平成29年から継続（5年間）
上川－24－第059号	東川町森林組合	代表理事組合長　佐竹　良州	上川郡東川町東町1丁目16番1号	平成30年から継続（4年間）
上川－24－第062号	富良野地区森林組合	代表理事組合長　和田　昭彦	富良野市弥生町2番42号	平成30年から継続（4年間）
上川－24－第065号	谷口木材株式会社	代表取締役　谷口　栄二	中川郡美深町東6条北1丁目293番地	平成30年から継続（4年間）
上川－24－第066号	有限会社上松産業	代表取締役　上松　直美	名寄市東2条南7丁目2番地3	令和2年から継続（2年間）
上川－24－第067号	鷹栖町森林組合	代表理事組合長　島中　幸夫	上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	平成31年から継続（3年間）
上川－24－第076号	有限会社倉岡重機	代表取締役　倉岡　四郎	勇払郡占冠村字中央	平成31年から継続（3年間）
上川－24－第083号	長原造材有限会社	代表取締役　長原　司	上川郡鷹栖町14線15号2番地	
上川－25－第095号	足立　成亮	足立　成亮	旭川市神居町共栄459番地	平成31年から継続（3年間）
上川－25－第098号	株式会社髙橋重機	代表取締役　髙橋　仁士	勇払郡占冠村字中央140番地7	
上川－25－第099号	特定非営利活動法人もりねっと北海道	代表　山本　牧	旭川市東光13条8丁目1番14号	平成31年から継続（3年間）
上川－29－第106号	株式会社Dearハピネス	代表取締役　髙嶋　啓太	旭川市流通団地2条3丁目25番地	平成31年から継続（3年間）
上川－29－第110号	株式会社みどり	代表取締役　西出　直司	上川郡美瑛町大町1丁目6番6号	平成30年から継続（4年間）
留萌－24－第001号	留萌地方林業協同組合	代表理事　道見　忠範	留萌市船場町1丁目2番地	平成30年から継続（4年間）
留萌－24－第010号	忠栄産業株式会社	代表取締役　道見　忠範	留萌市船場町1丁目2番地	平成30年から継続（4年間）
留萌－24－第016号	留萌南部森林組合	代表理事組合長　吉本　淳一	留萌市高砂町2丁目5番25号	平成29年から継続（5年間）
留萌－24－第020号	留萌中部森林組合	代表理事組合長　橋本　修司	苫前郡苫前町字旭37番地の1	平成30年から継続（4年間）
留萌－24－第021号	有限会社山本重機	代表取締役　山本　初男	苫前郡羽幌町南5条4丁目11番地の2	平成29年から継続（5年間）
留萌－24－第022号	安部産業有限会社	代表取締役　佐賀　信一	苫前郡羽幌町南町37番地の15	平成31年から継続（3年間）
宗谷－24－第003号	株式会社よつばフォレスト	代表取締役　八幡　篤司	稚内市大字声問村字曲淵5479番地1	令和2年から継続（2年間）
宗谷－24－第018号	稚内市森林組合	代表理事組合長　佐藤　正成	稚内市朝日1丁目1番1号	平成29年から継続（5年間）
宗谷－24－第022号	有限会社浅野産業	代表取締役　浅野　保	稚内市大字声問村字川西2204番地	平成31年から継続（3年間）
宗谷－24－第038号	細谷建設株式会社	代表取締役　細谷　武昭	枝幸郡中頓別町字中頓別2番地	
オホーツク－24－第011号	有限会社眞貝林工	代表取締役　眞貝　真	紋別郡滝上町字サクルー原野基線14番地	平成31年から継続（3年間）
オホーツク－24－第018号	赤坂木材株式会社	代表取締役　渋谷　光敏	北見市留辺蘂町旭中央35番地2	平成29年から継続（5年間）
オホーツク－24－第024号	株式会社川代興業	代表取締役　川代　春男	紋別市新生43番地31	平成30年から継続（4年間）
オホーツク－24－第025号	遠軽地区森林組合	代表理事組合長　平井　勝美	紋別郡遠軽町南町4丁目19番地3	
オホーツク－24－第034号	北見広域森林組合	代表理事組合長　坂下　孝	北見市美山町西5丁目50番地212	
オホーツク－24－第035号	佐藤林業株式会社	代表取締役　佐藤　隆	北見市北斗町3丁目6番16号	
オホーツク－24－第054号	協同組合ウッディハウスおけと	理事長　遠藤　智子	常呂郡置戸町字中里9番地1	令和2年から継続（2年間）
オホーツク－24－第086号	滝上町森林組合	代表理事組合長　岸　紘治	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地	
オホーツク－24－第090号	株式会社遠藤	代表取締役　遠藤　登志子	北見市留辺蘂町上町134番地	平成29年から継続（5年間）
オホーツク－24－第093号	北見工営株式会社	代表取締役　伊藤　義忠	網走郡美幌町字東1条南1丁目30番地1	

登録番号	事業体名	代表者	住所	備考
オホーツクー2ー第137号	株式会社K・アドバンス	代表取締役　小島　修	網走郡大空町女満別西4条3丁目1番10号	
十勝ー24ー第006号	北海林友株式会社	代表取締役　野津　克之	帯広市東2条南11丁目20番地	令和2年から継続（2年間）
十勝ー24ー第009号	株式会社ムラカミ緑化	代表取締役　片岡　宣弥	上川郡新得町屈足柏町東1丁目1番地	
十勝ー24ー第020号	有限会社佐々木林業	代表取締役　佐々木　勇一	足寄郡陸別町字陸別基線308番地の1	令和2年から継続（2年間）
十勝ー24ー第022号	大樹町森林組合	代表理事　水谷　隆司	広尾郡大樹町字下大樹225番地	
十勝ー24ー第032号	菊地林業有限会社	代表取締役　宇野　壽	足寄郡陸別町字陸別原野基線333番地	平成30年から継続（4年間）
十勝ー24ー第035号	西十勝森林組合	代表理事組合長　村岡　昇	上川郡新得町字屈足基線1番地9	
十勝ー24ー第038号	株式会社ケイセイ（中標津出張所）	所長　田村　浩一	標津郡中標津町緑ケ丘7番地12	平成30年から継続（4年間）
十勝ー24ー第042号	株式会社内海林業	代表取締役　内海　克己	河東郡上士幌町字上士幌東1線223番地6	令和2年から継続（2年間）
十勝ー24ー第053号	陸別町森林組合	代表理事組合長　山本　周二	足寄郡陸別町字陸別本通2丁目5番2	令和2年から継続（2年間）
十勝ー24ー第061号	有限会社飯田林業	代表取締役　飯田　博靖	十勝郡浦幌町字宝町39番地18	
十勝ー24ー第062号	岡崎木材有限会社	代表取締役　岡崎　眞也	中川郡本別町北5丁目7番地23	
十勝ー24ー第075号	有限会社吉川物産	代表取締役　吉川　信行	中川郡本別町仙美里元町78番地6	平成30年から継続（4年間）
十勝ー24ー第078号	株式会社大泉	代表取締役　大泉　治	河東郡音更町緑陽台仲区1番地3	平成31年から継続（3年間）
十勝ー24ー第083号	野口物産	代表　野口　栄一	河東郡上士幌町字上士幌東1線236番地39	平成29年から継続（5年間）
十勝ー25ー第097号	常山林業	代表　常山　孝雄	帯広市西20条南4丁目49ー16	
十勝ー26ー第105号	株式会社北海道環境整備	代表取締役　笠原　譲	中川郡幕別町札内泉町79-16	平成30年から継続（4年間）
十勝ー26ー第106号	有限会社金子産業	代表取締役　笠原　鎮	中川郡幕別町札内泉町79-16	平成30年から継続（4年間）
十勝ー27ー第108号	ナガイ産業合同会社	代表社員　永井　元廣	足寄郡足寄町西町7丁目4番地の48	
十勝ー28ー第111号	リバース株式会社	代表取締役　木村　智志	河東郡音更町大通4丁目2番地22	
十勝ー30ー第124号	合同会社大石林業	代表社員　大石　博公	広尾郡大樹町字芽武96番地1	令和2年から継続（2年間）
十勝ー30ー第129号	ＦＯＲＥＳＴ ＷＩＮＧ株式会社	代表取締役　坂本　悟	上川郡新得町2条北1丁目24番地	
釧路ー24ー第004号	今井林業株式会社	代表取締役社長　西村　良雄	川上郡弟子屈町鈴蘭6丁目4番1号	平成31年から継続（3年間）
釧路ー24ー第007号	近藤林業株式会社	代表取締役　長田　武興	釧路市光陽町17番21号	
釧路ー24ー第015号	株式会社北都	代表取締役　山崎　正明	釧路市川上町10丁目2番地	
釧路ー24ー第027号	有限会社髙原重機	代表取締役　髙原　隆一	白糠郡白糠町西1条北1丁目1番地27	
釧路ー24ー第032号	くしろ西森林組合	代表理事組合長　成田　俊英	釧路市音別町共栄1丁目22番地	平成31年から継続（3年間）
釧路ー24ー第042号	弟子屈町森林組合	代表理事組合長　岡島　寛	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号	
釧路ー24ー第044号	厚岸町森林組合	代表理事組合長　永堀　善道	厚岸郡厚岸町山の手2丁目2番地	令和2年から継続（2年間）
釧路ー24ー第048号	釧路東森林組合	代表理事組合長　及川　広樹	釧路郡釧路町別保3丁目13番地1	令和2年から継続（2年間）
根室ー24ー第006号	山髙髙玉林業株式会社	代表取締役　髙玉　光彦	標津郡中標津町西12条南9丁目7番地2	平成29年から継続（5年間）
根室ー24ー第010号	別海町森林組合	代表理事組合長　池田　實	野付郡別海町別海新栄町5番地の2	
根室ー25ー第018号	小針土建株式会社	代表取締役社長　小針　武志	標津郡中標津町緑町南2丁目1番地1	
根室ー30ー第020号	小野建設工業株式会社	代表取締役　小野　哲也	目梨郡羅臼町礼文町225番地1	

別紙２

林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体公表事務取扱要領

第１　趣　旨

北海道林業事業体登録実施要綱（平成２４年８月２７日林業木材第６５１号。以下「要綱」という。）に基づく知事の登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）において、林業労働災害の発生防止に努め、対象期間に林業労働災害が発生しなかった事業体名等を公表することにより、登録林業事業体の労働安全意識の向上や、森林所有者等が事業実行者を選択する際の情報とするとともに、労働災害の防止に積極的に取り組み成果を上げている登録林業事業体の適切な評価を促進し、その知名度向上等に資する。

第２　要　件

対象期間（届出の前年１月１日から 12 月 31 日まで）を通じて登録林業事業体であり、次の１から４を満たす登録林業事業体が、５に規定する無災害に該当する場合、事業体名等の公表のため、知事に届出をすることができる。

なお、当該登録林業事業体が１の事業を他の事業体に請け負わせて実施した場合は、その事業体も当該事業に関して本要件を満たさなければ届出ができない。

１　事業を実施していること
　対象期間に森林所有者等からの受託又は請負等により要綱第２の第１項第１号に規定する森林整備等（以下「森林整備等」という。）を行っていること。

２　安全衛生管理体制を整備していること
　対象期間に労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制が整備されていること。

３　労働安全衛生法の違反で送検されていないこと
　対象期間の事案について、労働安全衛生法違反で送検されていないこと。

４　労働災害防止の取組を実施していること
　対象期間に次の労働災害防止活動に取り組んでいること。

（１）登録林業事業体が自ら森林整備等を行っている場合
　①リスクアセスメントの実施
　②危険予知活動（危険予知ミーティング、指さし呼称等）の実施

（２）登録林業事業体が森林整備等を他の事業体に請け負わせて行っている場合
　請け負った事業体が前号の労働災害防止活動を実施していることを確認した上で、事業現場において必要な安全確認を行っていること。

５　無災害であること
　対象期間に次の林業労働災害の発生がないこと。

（１）死亡林業労働災害
（２）休業林業労働災害
（３）身体障害を伴う林業労働災害（労働基準法施行規則別表第２「身体障害者等級表」に掲げる身体障害）

第３　届　出

１　第２の要件を満たし、事業体名等の公表を希望する登録林業事業体は、対象期間の翌年２月末日までに、別記第１号様式で登録の申請をした総合振興局長若しくは振興局長（以下「振興局長等」という。）又は水産林務部長へ届出するものとする。
　なお、登録後に（総合）振興局の所管区域を超えて事務所を移転した登録林業事業体は、移転後の事務所所在地を所管する振興局長等へ届出するものとする。

２　振興局長等は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出を水産林務部長へ提出するものとする。

第４　公　表

水産林務部長は、振興局長等より提出のあった届出の内容を確認の上、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページで事業体名等を別記第２号様式で対象期間の翌年３月までに公表し、５年間公表するものとする。

第５　公表の取りやめ

第４により公表されている登録林業事業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録林業事業体に係る事業体名等の公表を取りやめることができるものとする。

（１）別記第３号様式により、公表取りやめの届出があったとき。
（２）登録林業事業体でなくなったとき。
（３）第２に規定する要件が満たされていないことが明らかになったとき。
（４）第２に規定する要件が満たされていることに疑義が生じた場合において、道からの照会に対して当該登録林業事業体から明確な説明がないとき。